

教科書採択方法の考え方（報告）

津市教育委員会

1 採択の方法

(1) 採択の権限

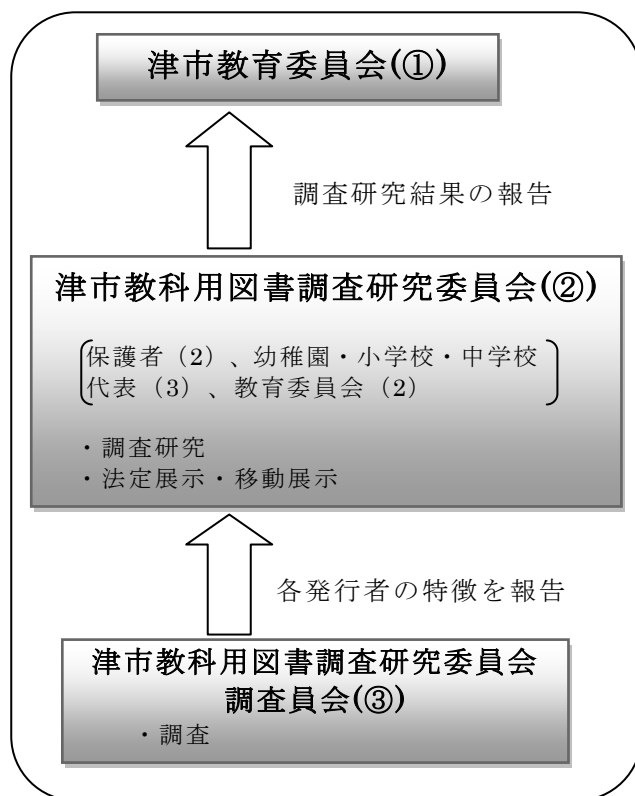
教科書採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条の市町教育委員会の職務権限として位置づけられており、その方法については、小中学校の教科書については「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」により定められています。

(2) 採択の仕組み

津市教育委員会（①）は、教科書の採択をより適切かつ公正に行うため、津市教科用図書調査研究委員会（②）を設置し、調査研究を行わせ、その結果を参考として採択を行います。

また、教科書の法定展示会及び移動展示会を開催し、保護者や市民の意見も参考にするなど、開かれた採択に努めています。

なお、津市教科用図書調査研究委員会は、調査員会（③）を置き、全発行者及び全種目の詳細な調査研究を行わせるとともに、その報告を求めます。



2 選定の基準

(1) 取扱内容

学習指導要領に定める教科の目標を達成するために、より適切かつ効果的であるか。

(2) 内容の選択及び扱い

- ・内容の扱いは、学習指導を進める上でより適切であるか。
- ・生徒の興味・関心に対する配慮や、自主的・自発的な学習を指導する上

でより適切であるか。

- ・ 発展的な学習内容が主たる内容の学習に資するものであるか。
- ・ 地域の実態等に照らしてより適切であるか。

(3) 内容の程度

生徒の心身の発達段階と特性に適応しているか。

(4) 内容の構成及び配列

構成及び配列は、学習指導上、より適切かつ効果的であるか。

(5) 創意工夫

教科の内容の精選が十分なされており、基礎的・基本的事項の理解や修得の徹底を図る上に、適切な創意工夫が認められるか。

(6) 使用上の便宜

文字の大きさ、字間・行間及び書体は適切であるか。

3 採択のスケジュール

- (1) 津市教科用図書調査研究委員会調査員会の調査期間 約 2 カ月間
- (2) 津市教科用図書調査研究委員会(調査員会報告)の開催 2 日間
- (3) 津市教育委員会(調査研究結果報告・審議・採択決定)の開催 2 日間